

# 重要事項説明書 (居宅介護支援)

## 1. 事業者

J A協同サポート山口株式会社

## 2. 事業の目的

(目的) ご利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように、ご利用者の選択に基づき居宅サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行います。

(方針)

- ①ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、公正中立にサービスを行います。
- ②市町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、居宅サービス事業者等との連携に努めます。

## 3 ご利用事業所

事業所名称 J A介護支援センター新南陽

居宅介護 支援	介護保険事業所番号	3 5 7 1 5 0 1 4 8 9号	
	住 所	周南市清水一丁目9番5号	
	管理者名・連絡電話番号	下村 美穂	TEL 0834-61-2352
	サービス提供地域	周南市・下松市・光市(離島を除く)	

## 4 ご利用事業所の職員体制等

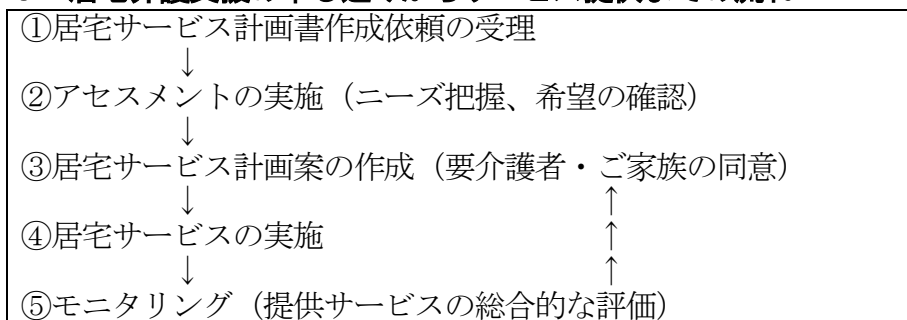
職 種	人 員
管理者兼介護支援専門員	1名(常勤 1名)
居宅介護支援専門員	5名(常勤 5名、非常勤 0名)

## 5 営業日・営業時間

センターの営業日は、平日月曜日～金曜日です。休業日は・祭日・年末年始(12/31～1/3)です。営業時間は以下の通りです。(センターの電話は365日・24時間体制です。)

平 日	土曜日	祝祭日
8:30～17:00	電話対応です	電話対応です

## 6 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ



※ ③については、計画に位置付ける事業所について複数個所の紹介を求めることや、当該事業所がケアプランに位置付けられた理由の説明を求めることができます。

## 7 サービス利用料金等

### (1) 利用料金等

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金（別紙：利用料金）をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に出しますと後日払い戻しを受けられます。

※居宅介護支援利用料は介護サービス提供開始以降に発生します。

### (2) 交通費

交通費は通常の事業の実施地域を越える場合であっても請求しない。

## 8 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

JA 介護支援センター新南陽相談窓口	TEL 0834-61-2352	対応者（徳原・矢野・下村・棟居・村川・藤井）
周南市福祉部高齢者支援課	TEL 0834-22-8467	
周南市福祉部地域福祉課	TEL 0834-22-8462	
下松市高齢福祉課	TEL 0833-45-1831	
光市高齢者支援課	TEL 0833-74-3003	
国民健康保険団体連合会	TEL 083-995-1010	

## 9 事故等緊急時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、次の措置を講じます。

- ① 家族、主治医、医療機関、関係市町村、関係サービス事業所等への速やかな連絡。
- ② 賠償すべき事故にあつては、保険の活用等による誠意をもった対応。

加入保険先 ● 共栄火災海上保険（株） J A 共済連 山口県代理店  
居宅介護支援事業賠償責任保険

- ③ 事故発生原因を究明しての再発防止に向けた対策。

## 10 医療と介護の連携について

入院時における医療機関との連携強化のため、入院された際には入院先医療機関へ担当ケアマネの氏名等の情報を提供していただくことをお願いします。

## 11 守秘義務等

事業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者またはその家族に関する個人情報については、ご利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中および契約終了後も第三者に漏らしません。

- 2 前項にかかわらず、あらかじめ文書によりご利用者またはその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- 3 事業者は、本契約の終了に伴いご利用者が希望する場合に限り、ご利用者が指定する事業者等への関係記録の複写（引き継ぎ）を行うこととします。

## 1 2 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- ④ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑤ 当事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

## 1 3 感染症の予防及びまん延防止

当事業所は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

- ① 感染の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 当事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

## 1 4 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者へのサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- ② 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 1 5 ハラスメントに関する事項

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

- ①ハラスメントに対する基本方針を整備し、従業者に周知徹底を図る。
- ②ハラスメント防止のための研修を実施する。
- ③ハラスメント事案が発生した場合、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じる。しかし、再発防止案の提案が拒否され、かつ、再発の可能性が著しく大きい場合、契約解除の予告期間を置き、利用契約の解除等の措置を講じるものとする。

## **16 サービス第三者評価について**

当事業所は、提供するサービスにおける第三者評価は実施していません。

別紙：利用料金

【基本料金】(1ヵ月当り)

居宅介護支援費(Ⅰ)〈取り扱い件数が45件未満〉

要介護 1・2 1086単位

要介護 3・4・5 1411単位

【加算】(以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に、以下の料金が加算されます)

加算の種類	加算の要件	加算単位
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合(1月につき)	300単位
特定事業所加算(Ⅱ)	専門性の高い人材の確保や支援困難なケースへの対応など、主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合(常勤専従の介護支援専門員3名以上)	421単位
入院時情報連携加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 ※(Ⅰ) 入院した日のうちに行う ※(Ⅱ) 入院した日の翌日もしくは翌々日に行う	入院時医療連携加算(Ⅰ) 250単位 入院時医療連携加算(Ⅱ) 200単位
退院・退所加算 (Ⅰ)イ (Ⅰ)ロ	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員と面談を行った上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院又は入所期間中につき1回を限度) ※(Ⅰ)イ 情報提供はカンファレンス以外で受けている ※(Ⅰ)ロ 情報提供はカンファレンスにより受けている	退院・退所加算(Ⅰ)イ 450単位 退院・退所加算(Ⅰ)ロ 600単位
退院・退所加算 (Ⅱ)イ (Ⅱ)ロ (Ⅲ)	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を2回以上受けている場合(入院又は入所期間中につき1回を限度) ※(Ⅱ)イ 情報提供はカンファレンス以外で2回以上受けている ※(Ⅱ)ロ 情報提供は2回受けており、うち1回以上はカンファレンスで受けている ※(Ⅲ) 情報提供は3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスで受けている	退院・退所加算(Ⅱ)イ 600単位 退院・退所加算(Ⅱ)ロ 750単位 退院・退所加算(Ⅲ) 900単位
通院時情報連携加算	病院又は診療所において医師又は歯科医師等の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等と情報の提供を受けた上で、ケアマネジメントを行った場合	50単位
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	200単位

<p>ターミナルケア マネジメント加算</p>	<p>医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とし、在宅で死亡した利用者又はその家族の同意を得た上で居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、居宅サービス計画に位置付け、主治医及び居宅サービス事業者へ提供した場合。</p>	<p>400単位</p>
<p>介護職員等処遇改善 加算</p>	<p>職員の処遇改善及び職場環境の向上を目的として、 所定単位数に2.1%の加算を算定する。</p>	

※本事業所の居宅介護支援費は、

介護給付費単位数 × 10.21円(地域区分【周南市:7等級】に基づく地域係数) (端数切捨て)